

## S-Guardシステム利用約款

## 株式会社アイリティー

第1条（本約款の適用）

株式会社アイリティー（以下「当社」といいます）は、この「S-Guard利用システム利用約款」（以下「本約款」といいます）に基づき、システム利用者（第2条に定義します）に対し、本システム（第2条に定義します）を提供します。

第2条（用語の定義）

本約款において使用する用語は、法において使用する用語例のほか、それぞれ次の意味で使用します。

- 本システム
  - S-Guardを利用したシステム。本システムの内容、料金その他の利用条件は、本約款及び当社が別途定める本システム利用に関する規定（以下「本約款等」といいます）による。
- システム利用契約
  - 本約款等の内容で成立する本システムの利用に関する契約
- システム利用者
  - 当社とシステム利用契約を締結した者。
- S-Guard
  - 当社又は当社が指定する者が所有する本体、防犯タグ、解除機、リアクター等で構成される防犯機器。

第3条（本約款等の変更）

- 当社は、当社ウェブサイト（https://i-lity.co.jp）上に本約款等を掲載します。
- 当社は、本約款等を変更する場合、前項の当社ウェブサイト上に変更事項を掲載する方法により、本約款等を変更することができます。なお、特に重要な変更を行う場合、システム利用者に対し、変更日の1か月前までに当社所定の方法により通知いたします。
- 前項により本約款等が変更された場合、システム利用者との間で成立したシステム利用契約は、変更後の本約款等の内容に変更されるものとします。

第4条（本システムの提供地域）

当社は、日本国内において、本システムを提供します。システム利用者は、S-Guardを日本国外で使用することはできません。

第5条（業務の一部委託）

当社は、第三者に対し、システム利用契約に基づく業務の一部を委託することがあります。

第6条（業務目的での使用）

システム利用者は、自らの業務に関する防犯を目的として、本システムを使用するものとします。

第7条（利用期間）

本システムの利用期間は、引渡完了日から6か月間（以下「初回利用期間」といいます）とし、引渡完了日は、当社からシステム利用者へ交付される【利用物件設置報告書兼保証書】に記載されます。ただし、【レンタル申込書】又は【レンタル物件設置報告書】に別段の定めがある場合、これらの定めが優先するものとします。

2. 初回利用期間終了日から1か月前の日までに、システム利用者又は当社から相手方に対して書面による契約終了の意思表示がない場合、当該利用期間は更に1か月延長するものとし、以後も同様とします。

第8条（利用料金と支払方法）

利用料金は【レンタル申込書】に記載されるものとします。

- 利用料金は月額制とし、月の途中に利用期間が開始又は終了する場合であっても、当該月における利用料金全額が発生するものとします。
- システム利用者は、当月分の利用料金を、翌月末日までに支払うものとします。
- システム利用者が当社に支払った利用料金は、当社が承認する場合を除き、払戻しに応じないものとします。
- 利用料金の支払いは、当社が指定する収納代行会社による口座振替サービスの利用を原則とします。

第9条（システム利用契約の申込）

システム利用契約の申込をする者（以下「システム申込者」といいます）は、システム利用規約の締結権限がある者の署名又は記名押印により、本システムの【利用申込書】、「預金口座振替申込書」その他当社所定の書類を作成し、当社又は当社が別途指定する者に対し、これらの書類を提出します。

2. 当社は、次の各号に掲げる場合においては、申込を承諾しないことがあります。

- システム申込者がシステム利用契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - システム申込者が本システムを本定款若しくは法令に反する目的で利用し、又は利用するおそれがあると認められる場合
  - 前二号のほか、システム申込者がシステム利用契約に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - 本条第1項に定める当社所定の書類に虚偽の事実を記載したことが判明した場合
  - 本システムの提供が著しく困難な場合
  - 第27条に違反する場合
3. 当社は、前項の規定により申込を承諾しない場合、システム申込者に対し、当社所定の方法により通知します。

第10条（引渡）

当社は、当社の費用負担により、システム利用者が指定する場所において、S-Guardを引渡します。

2. システム利用者は、前項の引渡後、直ちに検査点検を行い、外観・形状・作動性能に瑕疵がないことを確認した場合、当社又は当社の指定する者に対し、受領印を押印した「受領承認シート」を交付し、当該交付日をもってシステム利用契約における引渡完了日とします。

第11条（システム利用契約の成立）

システム利用契約は、引渡完了日に成立します。

第12条（貸与・設置・取付）

- 当社は、システム利用契約に基づき、本システム提供の目的で、システム利用者に対し、S-Guardを貸与します。
2. システム利用者は、引渡完了日以降、自己の責任と費用負担により、S-Guardの設置・取付に作業を行うものとします。ただし、当社は、システム申込者から要請がある場合、引渡日における設置・取付作業に協力するものとします。
3. 前項但書に基づく当社の作業に関する費用は、作業時間が5:00～22:00の間に完了する場合、無償とします。ただし、システム利用者（又はシステム申込者）は、作業時間が深夜（22:00～翌5:00）に及ぶ場合、当社に対し、次の金額を支払うものとします。
- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| （1）深夜作業料   | 作業員1名につき、1時間あたり2,500円（消費税別） |
| （2）宿泊費・交通費 | 深夜作業にあたり要した実費相当額            |
4. 当社は、S-Guardの設置・取付作業に関し、第三者による有償の追加作業が必要な場合、作業に必要な助言・提案を無償で行います。なお、システム利用者（又はシステム申込者）は、当該作業に関して第三者に支払う費用を負担します。

第13条（ビル管理者・所有者の承諾）

当社は、S-Guardの引渡を行う場合、又は前項により設置・取付作業に協力する場合、システム申込者が所有、賃借又は占有する土地、建物、構築物等を無償で使用できるものとします。

2. システム利用者（又はシステム申込者）は、前項の使用に関し、利害関係者（店舗が所在するビルの所有者、管理者等）がある場合、事前にその者から必要な承諾、合意等を適切に得るものとします。当社は、システム利用者（又はシステム申込者）と利害関係者との間に紛争が生じた場合、当該利害関係者と交渉等を行う義務を有しないものとします。

第14条（管理等）

- システム利用者は、善良な管理者の注意をもってS-Guardを維持・管理し、第6条に定める目的以外に使用しないものとします。
2. システム利用者は、S-Guardに関し、必要に応じて動作確認を行い、紛失・盗難・損傷・電池摩耗・不具合等を確認した場合は、当社に対して報告する等、適切な対応を行うものとします。
3. 当社又は当社の指定した者が、S-Guardの現状、稼動及び保管状況を点検又は調査することを求めたときは、システム利用者はこれに応じるものとします。
4. システム利用者の責に帰すべき事由によると認められるS-Guardの毀損、滅失、盗難、作動性能の低下等があった場合、システム利用者は、当社に対し、当社が指定する期日及び方法により、当社が行う調査、修理、復旧、交換等の費用を支払うものとします。

第15条（禁止事項）

システム利用者は、当社の書面による事前承認がない限り、以下の行為をすることができません。

- S-Guardの改造、分解、修理、解析、調整及び汚損。
- S-Guardに貼付した所有権を明示する標識の除去。

第16条（設置場所の移転）

システム利用者は、当社の書面による事前承認がある場合、S-Guardの設置場所を移転することができます。ただし、移転に必要な費用（移設工事料）は、システム利用者の負担となります。

第17条（故障及び保守）

システム利用者は、S-Guardが正常に作動しない場合、誤操作によるものでないことを確認した後、速やかに当社に報告するものとします。

2. 当社は、システム利用者からの報告に基づき、初期不良及び自然消耗等が原因であると認めた場合、無償で状況確認及び代替品の提供を行います。

第18条（代替品）

- 当社は、前条第2項に基づきシステム利用者へ代替品を提供する場合、自己の費用負担で郵送します。
2. システム利用者は、当社が代替品を提供する場合であっても、自己の費用負担で、当該代替品の設置・取付に伴う作業を行うものとします。
5. 代替品への交換に際し、取り外されたS-Guardの処理につき、システム利用者は当社の指示する郵送方法に従い、適切に返却するものとします。なお、郵送の費用は当社の負担とします。

第19条（所有権侵害の禁止）

- システム利用者は、当社又は当社が指定する者がS-Guardの所有権を有することを確認します。
2. システム利用者は、当社の書面による事前承認がない限り、S-Guardに関し、次の行為を禁じられるものとします。
- (イ) 第三者に譲渡する行為　(ロ) 担保に差し入れる行為　(ハ) 第三者に転貸する行為　(ニ) 占有を移転する行為　(ホ) 指定された設置場所以外に移動する行為
3. システム利用者は、当社の書面による事前承諾なく、第三者に対し、システム利用契約に基づく権利・地位譲渡することができないものとします。なお、システム利用者は、システム利用契約に基づく権利・地位を第三者に譲渡する場合、当該第三者をして、当該システム利用契約に基づく義務を引き継がせるものとします。
4. システム利用者は、S-Guardについて仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売又は滞納処分を受けた場合、直ちに当社に報告し、S-Guardに関する権利の保全に努めるものとします。

第20条（延滞利息）

システム利用者は、システム利用契約に基づく債務を支払期日までに支払わない場合、支払期日の翌日から起算した延滞期間の日数分につき、年14.5％の割合で計算した額を支払うものとします。

第21条（一時休止の制限）

システム利用者は、利用期間中、自己の長期不在・休業等により本システム利用をしない場合であっても、利用期間終了まで利用料金の支払義務を負うものとします。

第22条（中途解約）

システム利用者は、利用期間終了前であっても、利用期間終了日までの利用料金全額と同額の解約精算金を支払うことにより、中途解約を行うことができるものとします。

2. システム利用者は、前項により解約する場合、希望する契約終了日の1か月前まで当社の書面による事前承諾を得るものとし、当社による承諾後、解約精算金を直ちに支払うものとします。なお、過去の利用料金の未払等がある場合、これらを合算して支払うものとします。

第23条（契約解除）

当社及びシステム利用者は、相手方が下記各号の一つに該当した場合は、相手方に対する通知によりシステム契約を解除することができます。

- システム利用契約が定める利用料金その他の債務の支払を怠った場合
  - 手形又は小切手の不渡りを発生させた場合、又は支払を停止した場合
  - 仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売又は滞納処分を受けた場合
  - 民事再生、破産、会社更生、特別清算その他の倒産手続開始の申立てを受け、又は手続開始の申立てを行った場合
  - 営業の廃止、解散の決議をし、又は官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けた場合
  - 経営が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - 当社からの連絡に際し、所在が不明となった場合
  - 住所を日本国外に移転しようとした場合
  - 本約款等の各条項に違反した場合
2. システム利用者は、前項によりシステム契約が解除された場合、当社に対し、解約精算金を支払うものとします。解約精算金の算定方法は、第22条第1項の規定に準ずるものとします。

第24条（返却）

システム利用者は、利用期間が終了する場合又はレンタル契約が中途解約若しくは契約解除された場合、利用期間終了日、中途解約日又は契約解除日から1週間以内に、当社に対し、当社の指定する方法でS-Guardを返却するものとします。

2. 返却に要する費用は、当社の責に帰すべき事由により解除された場合を除き、システム利用者の負担とします。

3. システム利用者は、S-Guardの全部又は一部が第1項の期限内に返却されなかった場合、当社に対し、未返却分が返却されるまでの期間における利用料金相当額を支払うものとします。

4. システム利用者は、盗難・紛失等によりS-Guardの全部若しくは一部の返還が不能となった場合、又は返却されたS-Guardに通常の使用の範囲を超えた毀損・摩耗等があった場合、当社に対し、これらのS-Guardに関する実費相当額を支払うものとします。

第25条（数量追加及び設置場所追加）

システム利用者は、システム利用契約締結後S-Guardの数量追加を希望する場合、第9条に基づきシステム利用契約の申込を行うものとし、当該追加したS-Guardについて新たなシステム利用契約が成立します。

第26条（秘密保持）

当社及びシステム利用者は、システム利用契約に関連して知り得た相手方の全ての情報を秘密情報として厳重に管理するものとし、書面による相手方の承諾を得ずに第三者に開示若しくは漏洩し、システム利用契約の履行の目的以外に使用し、又は第三者に使用させてはならないものとします。ただし、次の各号にいずれかに該当するものは、この限りではありません。

- 公知・公用のもの
- 知得した後、自己の責によらずに公知・公用となったもの
- 知得した際、既に自ら所有していたことを立証できるもの
- 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したもの
- 知得した後、知得した情報とは関係なく、独自に創出したことを立証できるもの
- 法令に基づき開示されるもの

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、システム利用契約の履行に必要な範囲で、システム利用者の秘密情報を当社の委託先たる第三者に開示できるものとします。また、この場合、当社は当該第三者に対し、前項と同様の秘密保持義務を課すものとします。

3. 当社及びシステム利用者は、相手方から要求があった場合又は本契約が終了した場合、遅滞なく秘密情報を相手方に返却し、又は破壊するものとします。

第27条（反社会的勢力の排除）

当社及びシステム利用者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること。
- 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

- システム利用契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
  - 当社及びシステム利用者は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時にシステム利用契約を解除することができます。
  - 前項の確約に違反したとき
  - 次に掲げる行為をしたとき
    - 相手方に対する暴力的な要求行為
    - 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
    - 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力行為
    - 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
    - その他前各号に準ずる行為
3. 当社及びシステム利用者は、前項の規定によりシステム利用契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責任を負わないものとします。

第28条（特約条項）

システム利用契約につき、別途書面により特約を付した場合は、当該特約はシステム利用契約と一体となり、システム利用契約を補充及び修正するものとします。

第29条（合意管轄）

システム利用契約について訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（2019年6月1日 施行）